

連合神奈川・川崎地域連合

2021年度に向けた 政策・制度要求と提言

川崎市回答書

令和2年(2020年)12月



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

目 次

経済・産業政策	1
雇用・労働政策	2
福祉・社会保障政策	5
社会インフラ政策	8
環境・エネルギー政策	10
教育・人権・平和政策	11
行財政政策	15

【経済・産業政策】

1. 多発する各種災害を受け、各企業における「事業継続計画（BCP）」については、事業継続と雇用確保に向けた施策はもとより、事業所を避難所として提供するなど、地域への貢献をはかる計画となるよう、改定・策定を促進すること。

また、これからBCPを策定していく中小企業に対する策定支援について、技術的支援を行うとともに、企業の防災対策の強弱を入札時の加点要素に加えるなどBCP改定・制定のインセンティブを導入すること。

【回答：経済労働局 工業振興課】

BCPにつきましては、工業団体を中心とした地域連携型BCPの策定を進めているところでございます。その中で、災害時に、企業が地域にどのように貢献できるか等についても検討して参ります。

また、個々の企業につきましても、川崎市事業承継・事業継続力強化支援補助金やセミナーの開催、専門家派遣等により、BCP策定を支援しております。今後とも、普及啓発や補助金等による支援を実施し、中小企業のBCP策定を促進してまいります。

2. 地域産業を支える中小企業の国際競争力強化や自立的成長を促すため、新興国等の海外市場へのアクセスを可能とする情報・ノウハウ提供、人材獲得・育成支援、資金調達支援など総合的な支援を強化すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、海外依存から国内回帰を検討する企業への各種支援をすすめること。

【回答：経済労働局 国際経済推進室】

市内中小企業の海外展開については、川崎市海外ビジネス支援センターにおける海外ビジネス全般に関する相談対応をはじめ、個別企業のビジネスマッチングや海外現地商談会の開催、外国人材の活用に関する情報提供等の支援を行っております。

また、川崎市海外展開支援事業補助金等により、資金面での支援も行っているところです。

今後は新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえ、関係機関との連携を一層強化し、引き続き市内中小企業の海外展開を積極的に支援してまいります。

【回答：経済労働局 工業振興課】

新型コロナウイルス感染症の影響により、サプライチェーンが棄損するなど、事業者の操業に大きな影響が生じたことから、国において「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」を創設し、国内回帰の取組を支援しているところです。

また、本市におきましては、「がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度」により、工業系用途地域への工場の設置に対して経費の一部を助成しているところです。

事業者によって状況やニーズは様々であることから、これら制度の周知や活用促進も含め、寄り添った親身な対応により、企業支援に取り組んでまいります。

3. 東京2020オリ・パラ大会が延期になったが、国内外の観光客を誘致する観光コンテンツやそれらを活用した周遊モデルの発信、宿泊施設の確保に引き続き取り組むこと。

あわせて海外からの旅行者に対して、公衆無線LANなどを利用し、市内での観光滞在に必要な情報が、手軽に届く快適な通信環境を構築すること。

【回答：経済労働局 観光プロモーション推進課】

本市ではこれまで、台湾・タイなどアジア圏を中心に、民間事業者や他都市等との共同による現地旅行博への出展や商談会への参加などのほか、ホームページやガイドブックの作成、羽田空港国際線ターミナルにおける観光情報の発信等、外国人観光客の誘致に向けて様々な取組を推進してまいりました。

こうした取組に加え、受入環境の整備を進めるため、民間事業者と連携した免税店や宿泊施設等に関する外国人観光客向けガイドマップの作成のほか、平成30年2月には、JR川崎駅北口自由通路の川崎駅北口行政サービス施設（かわさき きたテラス）内に観光案内所を設置し、多言語による観光案内を行っているところでございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の観光関連事業者も厳しい状況となっておりますが、インバウンド対策を含め産業観光を中心として、川崎の観光振興に取り組んでいる「川崎産業観光振興協議会」等と連携を図るとともに、協議会において中心的に取り組んでいる川崎市観光協会ともさらに連携を密にしながら、本市の観光施策を積極的に推進してまいりたいと存じます。

【回答：総務企画局 ICT推進課】

公衆無線LAN（かわさきWi-Fi）は、市民及び来訪者の皆様の利便性向上や、安全・安心な暮らしを支えることを目的として、市役所や区役所、災害時の避難所となる市立小中学校を初め、民間事業者と連携して主要駅や大規模商業施設などへの整備を行ってきたほか、接続方法が統一された多言語対応のアプリを活用してきました。

今後につきましては、民間事業者が整備をしたWi-Fiのアクセスポイント等も活用しながら、効果的・効率的に整備を進めていきます。

【雇用・労働政策】

4. 就職氷河期世代、高齢者、女性労働者など、多様な人材の活躍を促進するため、安定就労につながる資格等の取得の支援、雇い入れ企業に対する助成金等の拡充をはかること。

また新型コロナウイルス感染拡大により、労働環境への悪影響があることから、関係する労働関係法規の周知徹底と労働相談機関への支援など労働相談窓口の充実をはかること。

【回答：経済労働局 労働雇用部】

本市では、市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、就職氷河期世代、高齢者、女性等を含め、全年齢層の求職者に対する就業支援を実施しており、個別キャリアカウンセリング、ニーズに沿った求人開拓、職業紹介を行うほか、託児サービス付きの女性のための就職相談の実施や就職活動に必要な知識等を身に付けるため、女性向け、シニア向けなど年齢層別の就職準備セミナー、ビジネスパソコンセミナー等も実施しております。

また、「キャリアサポートかわさき」では、今年度から、就職氷河期世代等相談窓口を設

置し、同世代に対する支援を強化しているほか、求人開拓の際に、同世代を雇い入れた際に活用可能な国の雇用関係助成金のメニューを、企業に対して紹介しつつ求職者とのマッチングを図るなど、雇用の促進に取り組んでおります。

その他の取組といたしましては、国の交付金を活用し、同世代の掘り起しを図りながら正社員に向けた短期集中セミナーを行う「就職氷河期世代活躍応援事業」を実施してまいります。

多様な人材の活躍促進については、今年度事業において、求職者の視点から市内中小企業の働き方改革を推進することで市内企業で働く魅力をアップするとともに、人材確保支援との連携強化により求職者にその魅力を発信し、マッチングを図ることで、若年者・女性・高齢者等の多様な人材の活躍しやすい環境の整備と、多様な人材の就業に向けた支援に取り組んでおります。

また、市内中小企業の人材育成と人材確保を支援するため、経営者又はその従業員が必要な技術、技能又は知識の習得を図るために必要な研修等の受講経費や、就職説明会出展料、企業PRのための冊子・HP作成等の経費の補助を実施しております。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う労働環境の大きな影響に対しては、月1回発刊している「かわさき労働情報」において、労働関係法規や事例を掲載するなど周知・啓発に努めております。

また、市内2か所に設置している常設の労働相談窓口での労働問題に対する相談対応の他、社会保険労務士会と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響で雇用について困っている方を対象とした「雇用・労働特別相談窓口」を新たに設置し相談対応機能の拡充を図っているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響で離職するケースもあることから、求職中の方を対象にキャリアカウンセラーが無料で電話での相談に応じる、「特別電話就業相談窓口」を設置し、相談対応を行っております。

今後とも、関係団体との連携を図りつつ、市内企業の働きやすい環境づくりの支援に取り組んでまいります。

5. 障がい者雇用の促進と差別禁止・合理的配慮により、安心して安定的に働き続けることができる就労環境の構築を、企業・行政・就労支援機関が連携してすすめること。

また、障がい者雇用が進まない中小企業に対する情報提供をはじめとする各種支援を川崎市障害者地域就労援助センターが中心となり推進すること。

【回答：健康福祉局 障害者雇用・就労推進課】

障害のある方が安心して安定的に働き続けることができる就労関係の構築に向けて、ハローワーク、神奈川県、企業応援センターかわさき、障害者地域就労援助センター等と連携し、障害者雇用に関する勉強会として、障害者雇用促進ネットワーク会議を定期的開催しているところでございます。

具体的には、既に雇用している会社による講義、就労移行支援事業所の見学、合理的配慮のヒントとなるパターン・ランゲージの体験セミナーなどを中心に実施しています。

また、障害者雇用が進まない中小企業に対する各種支援の推進につきましては、企業応援センターかわさきによる情報提供や相談支援をはじめとする企業支援を行うとともに、障害者の雇用後においては、障害者地域就労援助センター等による職場定着支援を実施しているところでございます。

今後におきましても、企業やハローワーク、神奈川県、障害者地域就労援助センター等と連携を図りながら、障害者雇用の促進に努めてまいります。

6. 「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」にもとづき、教員の働き方改革を推進すること。とりわけ、部活動や授業準備を含んだ「在校等時間」の客観的把握、業務縮減を可能とするための教育施策を見直し、学校の裁量による業務削減の推進を行うこと。

また教育の質的低下を防ぐため、教員の多忙化解消にむけて、学校現場への各種支援員の増員をはかること。

【回答：教育委員会事務局 教育政策室】

本市では、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づき取組を推進しております。平成31年4月からICカードによる在校時間の登録管理を開始しており、教員の勤務実態の把握に努めているところです。各学校における業務改善事例について他の学校でも展開し、学校の裁量による業務改善を支援するなど総合的に取組を推進してまいります。

また、学校を支える専門スタッフの人材を確保するとともに、効果的な配置を今後も継続してまいります。

7. 今後も増加が見込まれる外国人労働者の適正な労働環境等の確保をはかるため、外国人労働者の就業状況の把握、事業主に対する適切な指導・支援をすすめること。

また、地域における生活者として、外国人労働者に対する社会生活上の支援について、地方自治体も関係機関と連携をはかり取り組むこと。

【回答：経済労働局 労働雇用部】

川崎市内で働く外国人の実態については、毎年市内2,000事業所を対象として実施している「川崎市労働状況実態調査」において、市内事業所での在籍状況や外国人雇用の課題等の調査項目を昨年度から追加し、実態把握に努めているところでございます。

また、事業主に対しては、外国人雇用のためのルールや留意点について、情報誌「かわさき労働情報」への掲載や、「働くためのガイドブック」、市ホームページ等を通じ、啓発・広報を行っております。

今後とも外国人労働者を含めた市内勤労者の市内企業での働きやすい環境づくりの支援に取り組んでまいります。

【回答：市民文化局 多文化共生推進課】

すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会を実現するため、「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、施策を進めております。

今後も、この指針に基づき、地域における生活者として、外国人労働者に対する社会生活上の支援につき、関係機関と連携をはかり取り組んでまいります。

【福祉・社会保障政策】

8. 新たな感染症への対応などを見据えた、地域医療構想の見直しを検討すること。特に、指定医療機関・保健所との連携や人員配置の見直しを含めた機能強化をはかること。

また、平常時から国民生活への影響を最小限にとどめるため、予防方法や感染防止策などの情報発信について早急に体制整備をはかること。

【回答：健康福祉局 保健医療政策室、健康増進課、感染症対策課】

これまで、神奈川県地域医療構想において、今後、療養病床を含む回復期及び慢性期病床の不足が見込まれていることから、過剰が見込まれる急性期機能から不足が見込まれる回復期・慢性期機能への病床転換に向けて、取組を推進してきたところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、高度急性期や急性期病床のあり方について適切な時期に検証を行った上で、2025年に向けた病床数の必要量等を議論していく必要があると考えております。

また、保健所は、相談体制や検査体制等の民間活用による業務の効率化や業務の重点化、感染症以外の業務を担当する職員による応援などを行うとともに、10月1日付で感染症対策課の職員の増員を行うなど、体制整備を図ってきたところであり、今後も必要に応じた体制整備を図ってまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する予防方法や感染防止対策などの情報発信は、本市のホームページ上に「かわさきコロナ情報動画特設ページ」を開設し、市長自ら定期的に感染症発生状況や予防方法、感染防止策、新型コロナウイルスに関する支援策等について動画配信による情報発信をしています。また、同じく、本市のホームページ上に「新型コロナウイルス感染症総合ページ」や「川崎市内の新型コロナウイルスに感染した患者の発生状況」を開設し情報を日々更新しています。加えて「新型コロナウイルス感染症モニタリング状況」を開設し、直近1週間の市内の感染状況について、本市健康安全研究所長であり、国の専門家会議のメンバーでもある岡部所長の評価コメントを添えて、市民に対してわかりやすい広報に努めております。今後においても、最新の知見に基づく情報発信に努め、市民の皆様の健康と安全・安心の確保に努めてまいります。

9. 少子高齢社会の実態を踏まえ、将来に向けた持続可能な医療・高齢者福祉・子育て支援制度を構築すること。

特に安全で質の高い医療・介護・保育職場における人材を確保するため、労働条件や職場環境の改善、離職防止と復職支援、資格取得とキャリアアップへの支援など、引き続き各種施策の拡充をはかること。

【回答：健康福祉局 医療政策室、高齢者事業推進課】

高齢化の進展に伴う医療ニーズの増大が見込まれる中、地域の限られた資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療提供体制を構築するため、神奈川県においては、平成28年10月に「神奈川県地域医療構想」を策定して長期的な取組の方向性を示すとともに、本市を含む各地域の医療関係者等が共に地域の課題や目指すべき姿を共有し、それぞれの取組を進めるため「地域医療構想調整会議」を設置し、必要な協議を進めているところでございます。

医療現場における勤務環境改善に向けては、神奈川県において、平成27年に県医療勤務環境改善支援センターが設置され、勤務環境改善に取り組む医療機関からの相談に対して、専門的な支援を無料で行っているところをごさいますて、県及び関係機関と連携しながら、安心して業務に従事できる勤務環境の構築に取り組んでまいります。

なお、離職防止や再就業支援に向けた取組として、看護師等修学資金制度で貸付を受けた者が一定期間、市内の医療機関に勤務した場合の返済免除の実施や、医療機関に設置する院内保育所に対する運営支援、及び川崎市看護協会がナーシングセンターにおいて実施する各種相談・研修事業の支援等を行っております。

また、介護いきいきフェアなど各種イベントでの「人材の呼び込み」や、就職相談会などの「就労支援」、メンタルヘルス相談窓口の設置などの「定着支援」及び川崎市高齢社会福祉総合センターにおける研修などの「キャリアアップ支援」や「介護人材マッチング・定着支援事業」に加え、外国人介護人材の定着などの支援について、「川崎市国際介護人材サポートセンター」における各種研修を進めるなど、人材確保や各種施策の推進等に努めてまいります。

【回答：こども未来局 保育第1課、保育指導・人材育成担当、保育対策】

保育士等の処遇改善につきましては、国の処遇改善等加算に加え、市独自の基準として、市がさらなる配置を求めている加配保育士への処遇改善等加算を実施しております。また、平成30年度から、国の処遇改善等加算Ⅱを補完するものとして、経験年数が長い職員が多くいるために国の処遇改善加算が十分に行えない場合には、格差是正のため、市独自の加算を創設し、更なる処遇改善を図っておりましたが、今年度につきましては、独自加算をさらに増額し、施設間の均衡が図られるよう努めております。

さらに、運営費においても市独自の様々な加算項目を設けているほか、保育士等の離職防止策として、国の保育士宿舎借上げ支援事業なども実施し、平成30年度からはICT化推進事業を導入しており、間接的ではありますが、働き方改革や事務の負担軽減を図るなど、総合的に保育士等への処遇改善に努めており、引き続き取組を進めてまいります。

また、キャリアアップの支援につきましては、県が実施する「神奈川県保育エキスパート等研修」の他に「川崎市保育士等キャリアアップ研修」を実施し、保育エキスパート等研修として指定することで、より多くの保育士等が研修を受講する機会を確保し、質の向上と処遇改善に向けて取り組んでいるところです。

保育職場における人材確保につきましては、市独自の就職相談会や保育所見学会等の就職・復職支援や無料の試験対策講座などを実施し、コロナ禍における情勢も見極めながら、必要な感染症対策やWebを活用した手法も導入しつつ、人材確保に努めているところです。

今後につきましても、国の動向を踏まえながら、保育職場における人材確保に向けた施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

10. 介護サービスを必要とする人が、必要なサービスを負担可能な費用で受けることができる高齢者介護システムの構築をめざすこと。

特に地域で求められている介護需要を把握し、スムーズな利用が図れる施設の構築と、引き続き課題としている未届有料老人ホーム利用者の生活と権利擁護をはかること。

【回答：健康福祉局 介護保険課、高齢者事業推進課】

介護保険制度では、現役並み所得がある方や一定以上の所得のある方については保険給付の2割または3割の御負担をいただく一方で、それ以外の方については1割を御負担いただいております。また、所得段階別に設定した上限額を超えた額を支給する高額介護サービス費を設けるなどにより、低所得者に配慮した制度となっております。

加えて、本市では、生活保護基準以下で生活している方に対しまして、利用者負担額の半額を助成する独自の減免制度を実施しております。

今後も、介護サービスを必要とする人が、経済的な理由により利用を控えることがないよう、独自の減免制度を引き続き実施するとともに、その効果等について研究してまいります。

また、高齢者の居住ニーズや地域特性に応じた高齢者の住まいの供給促進を図るとともに、未届有料老人ホームにつきましては、消防局やまちづくり局等の関係部局と連携を図りながら、実態の把握に努めるとともに、引き続き老人福祉法に基づき届出の指導を行ってまいります。

11. だれもが安心して子どもを産み育てられるよう、社会全体で子育てを支える仕組みを構築するため、待機児童の早期解消に向けた施策を推進すること。

あわせて放課後児童クラブについても、市内全域での充実と保育時間の延長など保護者のニーズを踏まえ、制度の充実をはかること。

【回答：こども未来局 保育対策課、青少年支援室】

待機児童の解消につきましては、市政の最重要課題と位置づけており、今後の申請状況等を踏まえ、高まる保育ニーズに対応できるよう、認可保育所等の整備を進めるとともに、川崎認定保育園や幼稚園の一時預かりなど多様な手法を活用し、保育受入枠の確保に努めてまいります。

また、区役所におきましては申請前からの利用相談や希望する保育所を利用できなかった方に対するアフターフォローなど、きめ細やかな相談支援を実施し、保護者の保育ニーズに対応できる保育施設やサービス等を結び付けるマッチングに努めてまいります。

今後につきましても、子どもを安心して産み育てられるまちを目指し、待機児童解消に向けた取組を推進してまいります。

また、本市では、「わくわくプラザ事業」において、放課後児童健全育成事業をあわせて実施しています。保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を含めた全ての小学生を対象に、全市立小学校114校の敷地内で、放課後の安全・安心な居場所を提供するとともに、子育て家庭の多様なニーズにも適切な対応を図っているところでございます。

わくわくプラザ事業は、平日は授業終了時から午後6時まで、土曜日は、午前8時30分から午後6時まで、小学校の長期休業日等の平日は、午前8時から午後6時まで利用することができます。

また、午後6時までに児童のお迎えが困難な場合には、引き続き児童の居場所と安全を確保するため、午後7時まで、「子育て支援・わくわくプラザ事業」も実施しています。

今後につきましても、引き続き、利用者の多様なニーズに対応しながら、わくわくプラザ事業を推進してまいります。

【社会インフラ政策】

12. 多発・甚大化している自然災害へ対応する情報発信について、その重要性が増していることから、地域住民はもとより観光や仕事等で滞在している人たちにも必要な避難情報が確実に届く仕組みとなるよう、各種情報通信手段を利用し地方自治体と地域コミュニティが連携して構築していくこと。

また各種のハザードマップや危険個所など情報の発信と自主避難の目安について周知・広報を行うこと。

【回答：総務企画局 危機管理室】

避難情報については、電子メール、ホームページ、防災アプリ、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、ツイッターなど様々な媒体を用いて情報提供するとともに、広報車による呼びかけ、対象区域内の要支援者施設に対する同報FAX等、情報が伝わるよう努めているところです。

加えて、在住外国人、観光滞在者向けには、市国際交流協会と協力して情報提供するとともに、観光庁の災害時情報提供アプリ「Safety tips」と連携し、多言語での情報提供を行っているところです。

また、台風などの風水害に備え、ハザードマップ等を参照しながら、「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理するマイタイムラインの作成について市民への周知を進めており、広報誌、インターネット、ぼうさい出前講座など様々な媒体・機会を活用し、引き続き啓発に取り組みます。

13. 大規模・多様化する自然災害に対応するため、災害種別により設置場所が異なる避難所について、地域住民への周知をはかること。

また、障がいの有無、要配慮者・要支援者・高齢者に対応した福祉避難所の設置を進めながら、地域の中で包括的に受け入れることができる避難所設営をめざすこと。

【回答：総務企画局 危機管理室】

地震、土砂災害、水害といった災害種別に応じた避難行動については、防災啓発冊子「備える。かわさき」やぼうさい出前講座などにおきまして市民の皆様にお伝えしてきたところです。今後につきましても、様々な媒体や機会を通じ、周知をはかってまいります。

【回答：健康福祉局 庶務課】

指定避難所において安定した避難生活を送ることが困難な高齢者及び障害のある方等について、二次避難所（福祉避難所）として協定を締結した社会福祉施設等を使用し、何らかの特別な支援を実施することとしており、202 施設の民間社会福祉施設等に御協力をいただいております。

令和元年東日本台風の経験を踏まえ、本市では一次避難所の開設に際し、あわせて要配慮スペースを設置することとしております。また、発災直後は、社会福祉施設の入所者や施設の安全確保が最優先であること、社会福祉施設が被災する可能性もあり得ることから、二次避難所設置における実行可能な体制整備について、検討を進めているところです。

14. 持続可能な社会基盤としての地域公共交通の確立をめざし、子どもの通学や高齢者の通院など、市民生活に必要な交通の維持・確保に対する施策を拡充すること。

また災害に強い交通インフラとするために、特に災害発災時に被災地支援が速やかに進むよう、地震・津波・浸水・土砂災害対策や老朽化対策の推進に取り組むこと。

【回答：まちづくり局 交通政策室 建設緑政局 道路施設課】

身近な地域交通については、基幹的な役割を担う路線バスネットワークの形成を基本に取り組んでおります。

こうした中、路線バスの運行については、利用状況や事業採算性等経営上の判断などの観点から、基本的には各バス事業者が自主的に行うものですが、その一方で、運転手が不足していることや、高齢化の進展、市民ニーズの変化、新型コロナウイルス感染症による影響などを背景として輸送需要が変化してきていることから、効率的かつ効果的な路線バスネットワークの形成に向け、バス事業者と連携し、様々な観点から検討を行っているところでございます。

さらに、地域の移動ニーズ等を踏まえ、柔軟で、きめ細やかな移動が可能となる地域主体のコミュニティ交通については、「地域交通の手引き」に基づき、住民主体の取組について、地域の課題や専門的な事項に対する積極的なサポートなどを行っております。

これに加え、商業施設などが所有する車両の活用も有効な手法であることから、多様な主体と連携した取組も推進し、持続可能な地域交通の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、公共交通機関における災害対策につきましては、交通事業者に対し、地震や浸水等への対策や施設の老朽化対策を推進するよう、要望してまいります。

また、道路につきましては、災害発生時の避難及び救急活動人員や物資等の緊急輸送を円滑に行うための緊急輸送路について、トンネルや道路擁壁等の定期的な点検を行い、点検結果に基づく計画的な修繕を行うことで、適正な維持管理に努めております。橋りょうにおいても、地震に強いまちづくりを進めるため、「川崎市橋梁耐震化計画」に基づき耐震対策を実施するとともに、老朽化対策として、「川崎市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき効率的で計画的な維持管理を行うことで、長寿命化を推進してまいります。

15. 危険度判定がされ安全対策が進められている路線バス停留所と横断歩道の課題に対しては、命を守ることを優先するため、地域の行政と警察が主体となり地域住民等の調整をすすめる、早期に路線バスや横断歩道を安全に利用できる環境をめざすこと。

【回答：まちづくり局 交通政策室】

バス事業者が停留所を設置する場合は、設置しようとする付近の交通事情、道路状況等を踏まえ、交通管理者等と協議・調整し、総合的に判断していると伺っております。

本市といたしましては、川崎市総合都市交通計画の重点施策として「安全・安心な交通環境の整備と交通安全対策の推進」を掲げており、バスを利用される方などの安全性を確保することは重要であると考えておりますので、危険と判断されたバス停につきましては、バス事業者に早期に対策を行うよう伝えてまいります。

【回答：交通局 安全・サービス課】

国土交通省において、停留所の状況について調査しており、今後、危険度のランク分けを実施して公表する見通しとなっておりますので、市バスでは、公表されたリストに基づき、関係機関とともに安全対策について検討してまいります。

【回答：建設緑政局 路政課】

バス停留所を管理するバス事業者が、バス停留所の環境整備を実施することに伴い、道路工事が必要となった場合には、道路の適正管理にも配慮し、バス利用者の安全が確保されるよう、適切に対応してまいります。

【環境・エネルギー政策】

16. 温室効果ガス排出削減に向け、市民の環境意識をさらに向上させるため、十分な広報・啓発活動を実施するとともに、オフィスや家庭における省エネ意識の醸成や取り組みに対する支援の充実をはかること。

また環境に配慮した機器を導入するにあたって、これまでの各種支援策を引き続き継続するとともに十分な広報をすすめること。

【回答：環境局 地球環境推進室】

本市では、地球温暖化防止活動推進センターを指定し、高津市民館内の「CC かわさき交流コーナー」を情報発信の拠点として、パネル展示や講座の開催等を通じて地球温暖化防止対策の普及啓発を進めています。

また、「地球温暖化防止活動推進員」による町内会・自治会や小学校等での出前講座・セミナーや各種イベント等で地域に密着した啓発活動に取り組むほか、各家庭の実情に応じたオーダーメイドの省エネアドバイスを行う「家庭エコ診断」を行っているところです。

さらに、「かわさきエコ暮らし未来館」等の環境啓発施設の活用や、市民・事業者の地球温暖化対策に貢献する取組を表彰する「スマートライフスタイル大賞」の開催など、様々な取組を進めているところです。

今後も、こうした活動を継続し、環境に配慮したライフスタイルが浸透するよう、支援の充実に取り組んでまいります。

環境配慮機器の普及拡大に向けましては、市民及び中小規模事業者向けの補助制度を実施しており、市広報紙やホームページへの掲載、チラシの配布など、様々な手法を活用しながら普及啓発を進めているところです。

今後も、社会状況の変化、環境配慮技術の開発動向等を踏まえながら、補助制度の見直しを検討するとともに、市民や事業者の方々の関心が高まるような広報にも努め、環境配慮機器の普及拡大に取り組んでまいります。

17. 循環型社会環境を実現するため、食品ロスの削減に向けた普及啓発や、市民及び事業者などに対して、改めて各種リサイクル制度の普及啓発をはかること。

特に未利用の食料品を有効活用するために、地方自治体は、地域で運営されている「フードバンク」「フードドライブ」について、ネットワークの拡大・活動普及に向けた理解活動への支援をはかること。

【回答：環境局 減量推進課】

食品ロスの削減は、生ごみ減量化の重要な取組であることから、本市では、大規模商業施設等と連携した「食べきり」イベントの実施や「食べきり協力店」、「3きり運動（使いきり、食べきり、水きり）」の普及促進などに取り組んでいます。

「フードバンク」「フードドライブ」については、消費するには十分に安全であるにもかかわらず廃棄されてしまう食品が、必要としている人や施設等に提供される取組であることから、食品の有効活用や食品ロスの削減に向けて効果的な取組であると考えています。

食品を取り扱う事業者に向けて、食品ロス削減手法の一つとして、「フードバンク」「フードドライブ」の取組を説明するとともに、地域で活動しているフードバンク等の活動団体を紹介するなど、未利用品の有効活用を促進していきます。

18. 健康増進法の一部を改正する法律が今年4月から全面施行されたことから、地方自治体として「なくそう！望まない受動喫煙」を実現するため、ルールに沿った取り組みが進むよう、関係各所へ周知し、指導・助言の強化をはかること。

また、課題とされる路上等の対象施設外での受動喫煙の対策について、引き続き市民の安全で健康的な環境を確保するために各種施策を推進すること。

【回答：健康福祉局 健康増進課】

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設の一定の場所を除き喫煙を禁止する改正健康増進法が、令和2年4月1日に全面施行されたところですが、引き続き、関係各所にホームページやチラシを用いた広報を実施するとともに、飲食店等に対して戸別訪問を実施し、更なる制度周知を図ってまいります。

また、路上等の対象施設外での受動喫煙の対策について、改正健康増進法では、屋外について規定されていませんが、「何人も、喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない（一部抜粋）」と喫煙者の配慮について規定されていますので、屋外などで喫煙する場合も配慮義務が課されたことについて、路上喫煙の防止を所管する関係部署と連携して普及啓発を図るなど、「望まない受動喫煙」をなくす取組を進めていくとともに、たばこを吸うことによる健康被害についても市民に周知してまいります。

【教育・人権・平和政策】

19. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、3カ月におよぶ一斉臨時休業となったことを踏まえ、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフなどの人的な措置も含め、必要な環境整備を行うこと。

また、指摘されている第二波、第三波に備えるとともに、「新しい生活様式」も踏まえ、オンライン授業等の実施に向けたICT環境の整備を急ぐこと。

【回答：教育委員会事務局 総合教育センター教育相談センター】

スクールカウンセラーにつきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、3か月におよぶ一斉臨時休業となったことを踏まえ、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができるために、消毒用品の準備と消毒の徹底、年間勤務時間内での勤務日や勤務時間の弾力的な変更、対面での相談が困難なケースにおいての電話での相談の対応（休業中も含む）等を行い、対応してまいります。

【回答：教育委員会事務局 教育政策室】

スクールソーシャルワーカーにつきまして、本市では、行政区に保健所や福祉事務所等の機能が整備されている政令市の強みを生かし、区役所内の区・教育担当に配置することにより、行政区の中で教育と福祉部門が緊密に連携できる独自の取組を進めてきたところでございます。

区・教育担当は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う臨時休業の際や学校再開後の児童生徒の心身の状況の変化について、学校と連携を密接に取りながら、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭に対して環境調整を行うなど、その専門的知見とネットワークを生かした支援・援助に迅速に取り組んでいるところでございます。

今後も学校やスクールカウンセラー等と協力しながら、ニーズに合わせた組織的な支援体制に努めてまいります。

【回答：教育委員会事務局 指導課】

スクールサポートスタッフにつきまして、川崎市では「教育活動サポーター」として、児童生徒へのきめ細やかな学習支援、教育活動支援など、多様な学校のニーズに応じて子どもたちへの支援にあたるため、を学校の要請に応じて配置しているところでございます。

今後も、一人ひとりの学習状況をよりきめ細かく把握するとともに、状況に応じた適切な支援を行えるよう、引き続き取り組んでまいります。

【回答：教育委員会事務局 総合教育センター情報・視聴覚センター】

オンライン授業等の実施に向けたICT環境の整備につきましては、これまでは、川崎市総合教育センターのホームページ上で、児童生徒が自ら動画で学習したり、課題を解いたりすることができるように、オンライン学習用コンテンツの紹介をしたり、WEB会議システムを利用して双方向によるオンライン指導を実施する等、各学校で工夫をして取り組んでおりました。

現在は、第二波、第三波への備えといたしまして、全市立学校において動画配信やZoom等のWeb会議システムを利用したオンライン指導の試行（試験運用）の実施をほぼ完了し、今後の臨時休業等を想定した児童生徒の学びを保障するために、ICTを活用したオンライン指導ができるよう準備を進めているところでございます。

また、オンライン指導に係る学習環境の整備における課題の一つといたしまして、家庭の状況によっては、児童生徒自身が使える学習用の端末（コンピュータ等）が準備できないということがございましたが、オンライン指導に係る学習環境の整備の一つとして、臨時休業中にオンライン指導を実施するにあたって、学校に設置済のコンピュータ教室の端末（タブレット端末）を業者による設定変更の上、学校から保護者に貸し出すことを可能

といたしました。

なお、これから令和2年度末までに、各学校に導入される予定のGIGAスクール構想1人1台分の端末及びWi-Fi環境のない家庭に向けてのモバイルルータの貸し出しにつきましては、現在検討をしているところでございます。

20. 市民ひとり一人が障がい者への理解を深め、偏見や差別のない共生社会をめざした取り組みを進めること。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

本市では、令和元年12月に、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。この条例では、「不当な差別的取扱いの禁止」に関する規定を設け、障害等を理由とする不当な差別的取扱いを禁止することなどを定めております。

今後、「川崎市人権施策推進基本計画」の策定をはじめ、本条例に基づき、具体的な取組を着実に推進してまいります。

21. 差別的言動による人権侵害がヘイトスピーチ解消法施行後にも横行していることから、差別的言動の根絶に向けた条例制定と、引き続きヘイト行為の拡散防止に取り組むこと。

また、ヘイトスピーチ解消法は禁止・罰則を規定せず基本理念にとどまっていることから、当該行為に関する規程の制定など規制の強化を国に要請すること。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

本市では、令和元年12月に、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

今後は、同条例に基づき、国とも連携しながら、着実に取組を進めてまいります。

22. 外国にルーツを持つ市民とその家族が安心して暮らせる多文化共生社会の実現をはかること。特に教育現場における進路指導などで、保護者と円滑な意思疎通が図れる通訳等の充実に取り組むこと。

【回答：市民文化局 多文化共生推進室】

本市では、外国人市民を共にまちづくりを進めるかけがえのない一員と考え、外国人市民代表者会議の設置などの様々な外国人市民施策に取り組んでまいりました。

平成17年3月には、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会を実現するため、「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、平成27年10月には2度目の改定を行い、施策を進めているところです。

今後も、この指針に基づき、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合う「多文化共生社会」の実現に取り組んでまいります。

【回答：教育委員会事務局 教育政策室】

外国につながるのある子ども及び保護者と円滑な意思疎通を図るための支援に関しましては、令和2年度から入学や編入学した段階で母語支援員の配置を行い、学校生活への適応や日本語の初期段階の支援、保護者との連携に対する支援等を行っています。

また、コミュニケーションを支援するための通訳機を、希望する全ての学校及び関連機関に計135台配置し、児童生徒の支援と共に保護者との連携面でも活用を図っております。

さらに、進路指導や教育相談等の通訳機では対応が困難な場合については、通訳翻訳支援の委託化を行い、全市立学校を対象に通訳派遣を実施するなどして、支援の充実に努めているところです。

23. 性的マイノリティに関する認知度は高まっているものの、正しい理解はまだ進んでいない状況であることから、引き続き地域社会や職場、教育現場において、お互いの人権と多様性が尊重される社会の実現をめざし普及啓発を充実すること。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

本市は、令和元年12月に、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定し、性的マイノリティをはじめとする全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しております。

性的マイノリティに関する施策につきましては、従来から取り組んでいる意識普及施策に加えて、平成30（2018）年度より、企業向けLGBTセミナーを拡充して実施するほか、公的書類における性別記載欄の見直し（原則廃止）に着手し、全庁的に取組を進めているところです。

引き続き、「多様な性」に関する理解を深める取組を着実に進めるとともに、一人ひとりの尊厳を最優先する施策のあり方について、検討を進めてまいります。

24. 課題とされる児童虐待、DVによる被害児童への対応について、児童相談所や市町村の家庭児童相談室における保健師等の体制強化をはかり、あわせて警察など関係機関との連携強化をはかること。

また児童相談所の一時保護所機能と相談機能の強化について、市内各施設の実態把握をすすめ、必要な地域への対応をはかること。

【回答：こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室】

平成30年12月に策定された児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）及び令和元年6月に成立した改正児童福祉法に基づき、児童相談所の児童福祉司等の増員など体制強化を図るとともに、保健師、弁護士等新プランに示された専門職についても配置をしているところでございます。

区役所地域みまもり支援センターにおきましても、多職種の連携により、支援の充実に図っているところでございます。また、警察を含めた関係機関との連携につきましても、引き続き推進してまいります。

本市児童相談所の一時保護所は2か所ございますが、定員を超える一時保護が課題となっていることから、体制強化の一環として、一時保護所を含めた中部児童相談所の改築を

進めているところでございます。

【行財政政策】

24. 各種詐欺被害を受けやすい高齢者や子ども、障がい者に配慮し、行政と地域の連携により引き続き詐欺被害の未然防止・拡大防止をはかるとともに各種相談体制を強化すること。
- また、消費者市民社会の実現に向け社会的課題であるカスタマーハラスメント被害の防止に向けた倫理的な消費者行動を促す消費者教育を推進するとともに、雇用・労働を含む人や社会に配慮したエシカル消費を促進すること。

【回答：経済労働局 消費者行政センター】

本市では、高齢者や若者の消費生活トラブルへの対応につきましては、通常の相談体制とは別に、関東甲信越ブロックの自治体等による共同キャンペーンの一環として、高齢者や若者からの相談を集中的に受け付ける、「高齢者被害特別相談」及び「若者被害特別相談」をそれぞれ実施し、被害の未然防止・拡大防止と救済に努めております。

また、消費者教育推進法において、「消費者市民社会」の構築のため、消費者は、一人ひとりの消費行動が、将来にわたり、経済情勢や地球環境に影響を及ぼすことを考え、公正かつ持続可能な社会を形成に取り組んでいくとしておりますので、本市としても法の趣旨に基づき、消費者教育を進めていくとともに、消費者市民社会の実現につながるエシカル消費の考え方についても推進してまいります。

25. 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員（会計年度任用職員）については、地方公務員法・地方自治法の法改正の趣旨を踏まえ、同じ自治体で働く常勤職員との均等・均衡を基本に、処遇改善をはかるとともに、必要な財源の確保に向け国に働きかけること。

また、恒常的な業務を担う常勤職員の任用を適切に行うとともに、現在業務を担っている会計年度任用職員の常勤職員への移行や年限を定めない継続した雇用の確保をはかると。

【回答：総務企画局 人事課】

会計年度任用職員の処遇につきましては、これまでの臨時・非常勤職員としての勤務条件も勘案しつつ、「地方公務員法・地方自治法の一部を改正する法律」による法改正の趣旨を踏まえ、常勤職員との権衡を考慮して設定し、一定の改善が図られたところでございます。

また、会計年度任用職員は、制度上、任用期間は一会計年度内に限られますが、任期終了後、従前の勤務実績等に基づく能力実証により、4回までの再度の任用を可能としたものでございます。

今後につきましても、任用実態や国及び他都市の動向等を踏まえ、勤務条件等の検討に努めてまいります。

以 上